

長岡市公衆街路防犯灯設置補助金について

(環境配慮型防犯灯 (LED灯等) を設置する場合)

1 補助金額

書式	区分		設置内容	補助率	上限額 (1灯あたり)
様式1	新設工事	1号	専用の柱を建て 防犯灯を 新設 する場合	3/5	56,000円
		2号	既設の柱 (電力柱・NTT柱など) に防犯灯を 新設 する場合	3/5	26,000円
	計画的な 取替工事	3号	既設の蛍光灯等の防犯灯を 壊れていないがLED灯へ 交換 する場合	3/5	25,000円
様式2	故障による 取替工事	3号	既設の防犯灯が故障したため 器具一式取替 える場合	3/5	25,000円

※蛍光灯や水銀灯等は、補助率や上限額が上記とは異なります。

LED灯以外の灯種を設置する場合は、市民課防犯交通係へ御連絡ください。

2 設置基準

防犯灯の新設、取替を行う場合は、次の基準に沿って行ってください。

工事を行う前に必ず御確認いただき、御不明な点は市民課防犯交通係まで御相談ください。

	基準
灯具	<input type="checkbox"/> LED灯等の環境配慮型防犯灯とする。 ・光源寿命がおおむね 40,000時間以上 であること。 ・同等の明るさの蛍光灯等従来型の防犯灯よりも 電気料金が低額の区分 となること。 <input type="checkbox"/> 自動点滅器付きのものとする。
設置場所	<input type="checkbox"/> 防犯灯の設置間隔は、原則 20m以上 とする。 また、終夜にわたり道路の照明に寄与する光源からおおむね 20m以上 離れていることとする。 <input type="checkbox"/> 防犯灯の設置の高さは、原則 4.5m以上 とする。

防犯灯を取り付ける向きについて

防犯灯は道路照明とは違い、主に歩行者の安全・安心のための設備になります。

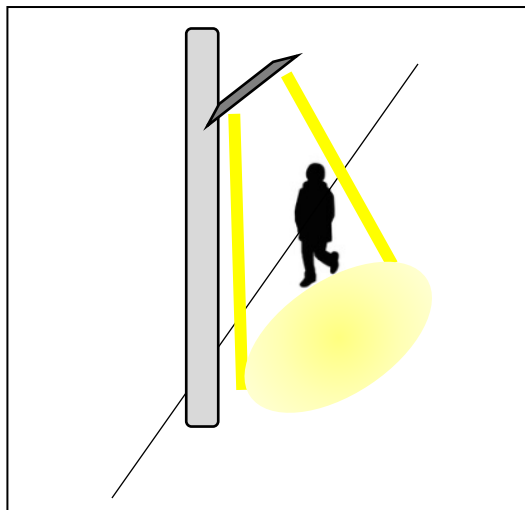
法令等での規定はありませんが、取り付け向きによって照らされる箇所が変わるため、設置にあたっては、気を付けていただきたい点となります。

特に、車道と歩道の間を設置する(例3参照)ものについては、より効果的な防犯灯となるよう、取り付け位置(方向、高さ)をご検討ください。

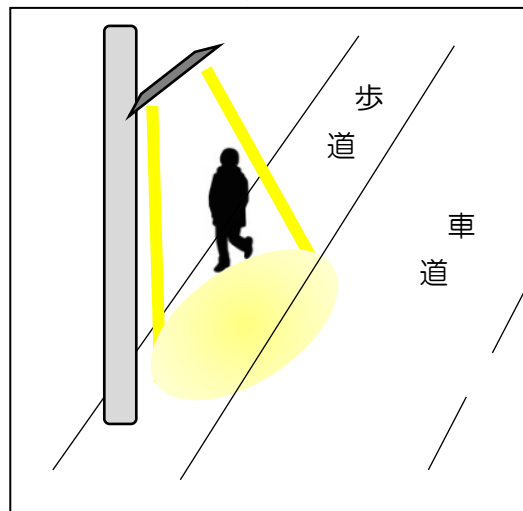


※下記の例のより、取り付ける向きにより照射状況が異なります。

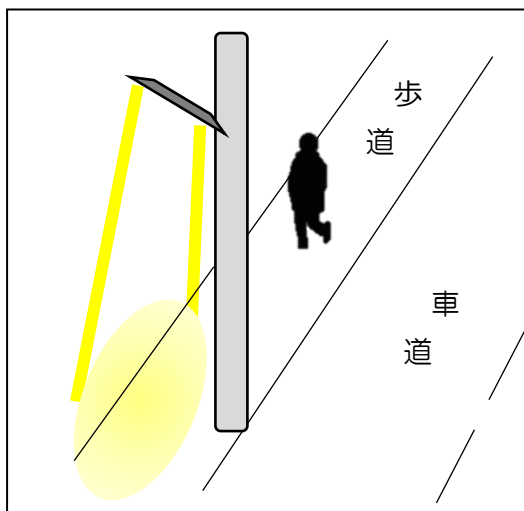
《例1》 歩道のない道路



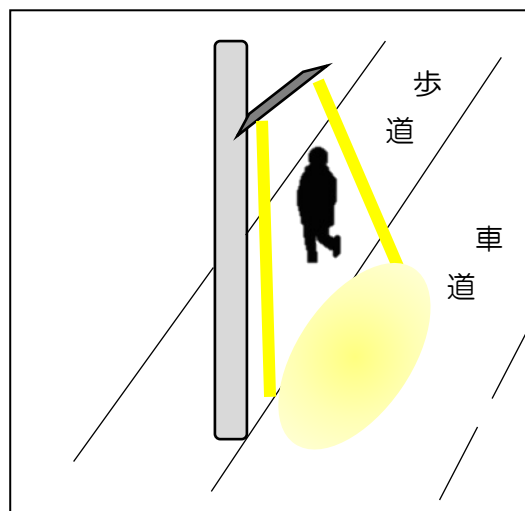
《例2》 歩道があり、電柱が住宅側



《例3》 歩道があり、電柱が車道側 ※要注意！



良い例



悪い例